

横芝町の人口と世帯

（7月1日現在）

人 口	13,184 (+20)
男	6,426 (+10)
女	6,758 (+10)
世 帯	3,317 (+16)

() 内は前月比



第131号

昭和50年8月1日

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

電話 04798-2-1111(代)

郵便番号 289-17

国勢調査

五年に一度の十月一日

今回は十六項目を調査

いよいよこの十月一日には全国
いつせいに国勢調査が実施されま
す。そこで、国勢調査についての
あらましをお知らせします。

一、調査について

従来は、世帯が書いた調査票を
もとに、調査員がマークシート型
式の調査個票を作成し、それを光
学式読取装置という機械にかけて
その記入内容を読み取っていました。

今回は、それを一本化して一枚
のマークシート式の調査票（大きさはA4版の四名連記）に、世
帯で直接マークしてもらう部分と
調査員がマークする部分とに分け
た調査票です。

こうしたのは、マークの記入方
法が容易になって、誰でも簡単に
記入できるようになつたためです
今回の調査に使用する調査票に
は、必ず「黒鉛筆」を用い、また
「男女の別」のように答をどちら
かに選ぶ場合は、その枠内に世帯
が自から横一本線のマークを記入
します。

「出生の年月」の年と月や通勤
通学の「従業地又は通学地」が他
の市町村である場合の市町村名の

ように、答を数字又は文字で記入
する事項については、従来どおり

調査員がマークを記入します。

二、調査票の取扱いについて

今回、住民の皆様に記入をお願
いします調査票は、直接そのまま
取り機械にかけるため、汚した
り、折ったり、丸めたり、裏面に
ごはんづぶなどを絶対に付けない
よう取扱いに十分注意して下さい。

三、調査項目について

今回の調査項目は、次の十六項
目で、ごく簡単な基本的事項だけ
に限って調査されます。

○世帯員各人に關する事項

(一) 氏名 (二) 世帯主との続柄

(三) 男女の別 (四) 出生の年月

(五) 配偶の関係（未婚、有配偶な
ど） (六) 国籍 (七) 就業状

態（就業者・通学者・家事など
の別） (八) 従業上の地位（自営
業主・雇用者など） (九) 所属の

事業所の名称及び事業の種類
(十) 仕事の種類 (十一) 従業地又は通
学地

○世帯に関する事項

(十二) 世帯の種類（一般の世帯か單
身者の世帯などの別） (十三) 世

帯人員 (十四) 住居の種類（持ち家
た。

借家、間借りなどの別） (十五) 世
帯が使用する居住室数
が使用する居住室の畳数
四調査の方法について
調査員が、調査日の一週間前、
つまり九月二十四日から三十日ま
での間に、受持ち調査区内の各家
庭に「調査票」の用紙と記入例を
配布し、皆様に記入をお願いしま
す。つぎに十月一日から五日まで

の間に調査員が、再び各世帯を訪
問して、記入済みの調査票を集め
にまいります。

五秘密の保持について
調査票に記入された内容は統計
資料を作るために使うのであって
皆様が記入された調査票が、課税
資料などの目的に利用されること
ではなく秘密は厳重に守られます
で、安心して正しい申告をお願い
します。

① 遺族援護法による弔慰金（40年
以降に三万円の特別弔慰金を受
給もしくは請求権者）を受給し
たもの

② 弔慰金受給者が昭和五十年四月
一日において死亡している場合
は①戦没者の子 ②戦没者と生
前同一生計にあつた父母・孫・
祖父母・兄弟姉妹 ③戦没者と
孫・祖父母・兄弟姉妹の順でそ
の先順位の者となっています。

また、特別弔慰金債は、昭和
五十一年六月十五日から十年に
分けて償還されます。一回の償
還額は二万円になります。

この請求は五十三年三月三十一日
を過ぎると時効により請求するこ
とが出来なくなります。

尚、詳しくは、役場福祉保健課
におたずね下さい。

二十万円の国債

戦没者の遺族に

終戦から三十周年を迎える國は
戦没者の遺族の皆さんに改めて弔
慰の意を表わすため、特別弔慰金

として二十万円（十年償還無利子
国債）を支給することになりま
した。

支給の対象は日華時変（昭和十
八年八月三十一日）

交通災害共済

年額七百二十円

ヶ月切八月三十一日